

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年9月24日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岸本 志津
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【電話番号】	03(6756)4725
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	日本中小型成長株アクティブ・ファンド
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券の 金額】	当初申込期間（平成25年12月5日から平成25年12月24日まで） 500億円を上限とします。 継続申込期間（平成25年12月25日から平成27年3月17日まで） 1兆円を上限とします。 上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新 されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

平成25年11月19日付をもって提出し、平成25年12月5日にその届出の効力が生じた有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、関係情報を新たな情報により訂正を行うため、本訂正届出書を提出いたします。

**【訂正の内容】****第一部【証券情報】**

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。下線部が訂正部分を示します。

**<訂正前>**

（省 略）

**(3) 発行（売出）価額の総額**

当初申込期間：500億円を上限とします。

継続申込期間：1兆円<sup>\*</sup>を上限とします。

<sup>\*</sup>受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

**(4) 発行（売出）価格**

当初申込期間：1口 = 1円

継続申込期間：取得申込日の基準価額

（省 略）

**(5) 申込手数料**

3.15%－（税抜 3.0%）を上限として販売会社（下記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）が定める申込手数料率<sup>\*</sup>を、取得申込日の基準価額（当初申込期間中は、1口 = 1円）に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。詳しくは、販売会社または下記「（8）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

<sup>\*</sup>当該申込手数料は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額を含みます。

消費税率が8%になった場合には、3.24%となります。

（省 略）

**(7) 申込期間**

当初申込期間：平成25年12月 5日から平成25年12月24日まで

継続申込期間：平成25年12月25日から平成27年 3月17日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（省 略）

**(9) 払込期日**

当初申込期間中は、取得申込者は、指定された日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとなります。当初申込期間における発行価額の総額は、当ファンドの信託設定日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）のファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間中は、取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとし、継続申込期間における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の再信託受託会社のファンド口座に払い込まれます。

（省 略）

**<訂正後>**

（省 略）

(3) 発行（売出）価額の総額

1兆円<sup>\*</sup>を上限とします。

<sup>\*</sup>受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 発行（売出）価格

取得申込日の基準価額とします。

（省 略）

(5) 申込手数料

3.24%（税抜 3.0%）を上限として販売会社（下記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）が定める

申込手数料率<sup>\*</sup>を、取得申込日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記「（8）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

<sup>\*</sup>当該申込手数料は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額を含みます。

（削 除）

（省 略）

(7) 申込期間

平成25年12月25日から平成27年 3月17日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（省 略）

(9) 払込期日

取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとします。申込期間における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）のファンド口座に払い込まれます。

（省 略）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
下線部\_\_\_\_\_が訂正部分を示します。

#### <訂正前>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

（省 略）

ファンドの特色

（省 略）

c. 実質的な運用にあたっては、「いちよしアセットマネジメント株式会社」に運用の指図権限の一部を委託します。

（省 略）



## いちよしアセットマネジメント株式会社

いちよしアセットマネジメント株式会社は、いちよし証券グループの一員として主に、機関投資家、投資信託に対する投資一任・投資助言業務を展開する資産運用会社です。同社はボトムアップ・リサーチに注力し、国内株式を投資対象としたアクティブ運用を行っております。

### [ 投資哲学 ]

アクティブ運用の追求

中長期的投資成果を目標

お客様のニーズを踏まえた運用

[ 総運用資産 ] 582億円（2013年（平成25年）10月末現在。投資助言契約資産を含む。）

### 株式会社いちよし経済研究所

中小型成長企業の調査・分析活動を行っており、いちよしアセットマネジメント株式会社に対しても情報提供を行っております。

### (2) ファンドの沿革

平成25年12月25日 ファンドの信託契約締結、運用開始（予定）

### (3) ファンドの仕組み

（省 略）

委託会社の概況

（省 略）

c . 資本金の額（平成25年10月末現在）

（省 略）

e . 大株主の状況（平成25年10月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
B N Yメロン・インベストメント・マネジメント（アジア パシフィック）ホールディングス・リミテッド	英国 EC4V 4LA ロンドン、 クィーンビクトリアストリート 160、ザ・バンク・オブ・ニュー ヨーク・メロン・センター	15,900株	100%

### <訂正後>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

（省 略）

ファンドの特色

（省 略）

c . 実質的な運用にあたっては、「いちよしアセットマネジメント株式会社」に運用の指図権限の一部を委託します。

（省 略）



## いちよしアセットマネジメント株式会社

いちよしアセットマネジメント株式会社は、いちよし証券グループの一員として主に、機関投資家、投資信託に対する投資一任・投資助言業務を展開する資産運用会社です。同社はボトムアップ・リサーチに注力し、国内株式を投資対象としたアクティブ運用を行っております。

[ 投資哲学 ]

アクティブ運用の追求

中長期的投資成果を目標

お客様のニーズを踏まえた運用

[ 総運用資産 ] 847億円（2014年（平成26年）7月末現在。投資助言契約資産を含む。）

### 株式会社いちよし経済研究所

中小型成長企業の調査・分析活動を行っており、いちよしアセットマネジメント株式会社に対しても情報提供を行っております。

## (2) ファンドの沿革

平成25年12月25日 ファンドの信託契約締結、運用開始

## (3) ファンドの仕組み

(省 略)

委託会社の概況

(省 略)

c. 資本金の額（平成26年8月末現在）

(省 略)

e. 大株主の状況（平成26年8月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
BNYメロン・インベストメント・マネジメント（A P A C）ホールディングス・リミテッド	英国 EC4V 4LA ロンドン、 クィーンビクトリアストリート 160、ザ・バンク・オブ・ニュー ヨーク・メロン・センター	15,900株	100%

## 2【投資方針】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
下線部\_\_\_\_\_が訂正部分を示します。

### (3) 運用体制

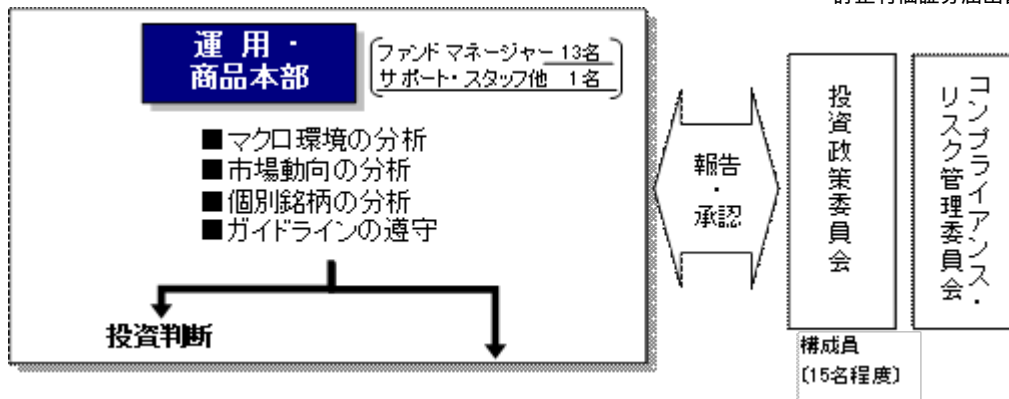
当ファンドに関する委託会社の運用体制

<訂正前>

(省 略)

(下記「3 投資リスク」の「(2)リスク管理体制」と併せてご参照ください。)

(図一部省略)



( 図一部省略 )

( 省 略 )

- e . 運用・商品本部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、評価レポートの作成、運用再委託先との協議および発注状況の管理等を実施します。

( 省 略 )

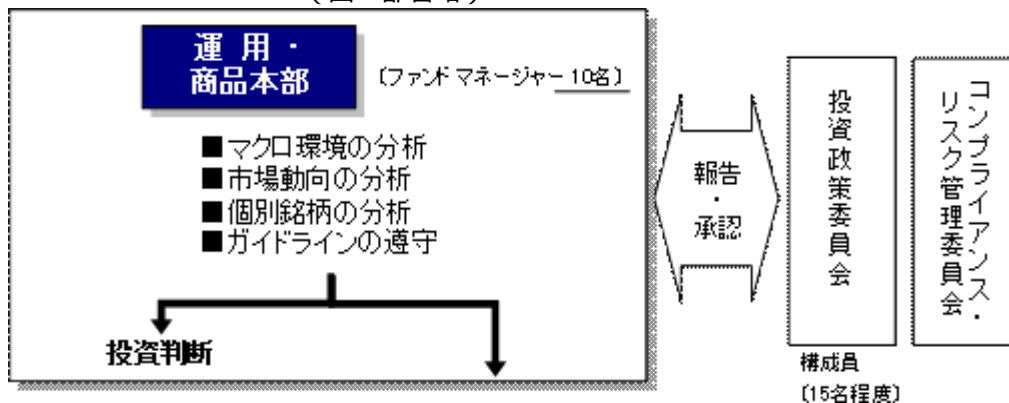
( 注 ) 上記の運用体制は平成25年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## &lt; 訂正後 &gt;

( 省 略 )

( 下記「3 投資リスク」の「(2) リスク管理体制」と併せてご参照ください。 )

( 図一部省略 )



( 図一部省略 )

( 省 略 )

- e . 運用・商品本部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、運用再委託先との協議および発注状況の管理等を実施します。

( 省 略 )

( 注 ) 上記の運用体制は平成26年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 3 【投資リスク】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、< 訂正前 > の内容から < 訂正後 > の内容に訂正します。  
下線部 \_\_\_\_\_ が訂正部分を示します。

## (2) リスク管理体制

## &lt; 訂正前 &gt;

( 省 略 )

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

( 図省略 )

( 注 ) 上記の管理体制は平成25年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(省 略)

## &lt;訂正後&gt;

(省 略)

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

(図省略)

(注) 上記の管理体制は平成26年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(省 略)

## 4【手数料等及び税金】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。  
下線部\_\_\_\_\_が訂正部分を示します。

## &lt;訂正前&gt;

## (1) 申込手数料

3.15%－(税抜 3.5%)を上限として販売会社が定める申込手数料率<sup>\*</sup>を、取得申込日の基準価額(当初申込期間中は、1口＝1円)に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

\*当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

\_\_\_\_\_消費税率が8%になった場合には、3.24%となります。

(省 略)

## (3) 信託報酬等

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の182.7－(税抜 年10,000分の174.0)の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。

\_\_\_\_\_消費税率が8%になった場合には、年10,000分の187.92となります。

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分は、以下のとおりです。(平成25年11月19日現在)

信託報酬合計	委託会社	販売会社	受託会社
年1.827%－ (税抜1.74%)	年0.945% (税抜0.90%)	年0.840% (税抜0.80%)	年0.042% (税抜0.04%)

\_\_\_\_\_消費税率が8%になった場合には、年1.8792%となります。なお、上記の各配分も相当分上がります。

委託会社の受取る報酬には、「日本中小型成長株アクティブ・マザーファンド」において運用の指図権限の一部を委託している「いちよしアセットマネジメント株式会社」への投資顧問報酬が含まれます。その報酬額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、年10,000分の57.75－(税抜 年10,000分の55)の率を乗じて得た額とします。

\_\_\_\_\_消費税率が8%になった場合には、年10,000分の59.40となります。

(省 略)

## (5) 課税上の取扱い

(省 略)

個人、法人別の課税の取扱いについて

(省 略)

## a. 個人の受益者に対する課税

## 1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除の適用が可能です。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

上記1. および2. の10.147%の税率は、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

（新 設）

b. 法人の受益者に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
- ・ 上記7.147%の税率は、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率となる予定です。
- ・ 益金不算入制度の適用が可能です。

（注）「課税上の取扱い」の内容は平成25年10月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

<訂正後>

3.24%（税抜 3.5%）を上限として販売会社が定める申込手数料率<sup>\*</sup>を、取得申込日の基準価額に乘じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

\*当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

（削 除）

（省 略）

(3) 信託報酬等

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.8792%（税抜 1.74%）を乘じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。

（削 除）

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分は、以下のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
------	------	------



年率0.90%（税抜）	年率0.80%（税抜）	年率0.04%（税抜）
-------------	-------------	-------------

（削除）

委託会社の受取る報酬には、「日本中小型成長株アクティブ・マザーファンド」において運用の指図権限の一部を委託している「いちよしアセットマネジメント株式会社」への投資顧問報酬が含まれます。その報酬額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、年率0.594%（税抜0.55%）の率を乗じて得た額とします。

（削除）

（省略）

（5）課税上の取扱い

（省略）

個人、法人別の課税の取扱いについて

（省略）

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されません。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除の適用が可能です。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

（削除）

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡損益との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

（削除）

- ・ 益金不算入制度の適用が可能です。

（注）「課税上の取扱い」の内容は平成26年8月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

（1）投資状況

（平成26年7月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	28,537,464,725	100.17
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		47,545,456	0.17
合計（純資産総額）		28,489,919,269	100.00

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## &lt;参考情報&gt; 日本中小型成長株アクティブ・マザーファンド

（平成26年7月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	27,119,723,900	95.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,418,809,929	4.97
合計（純資産総額）		28,538,533,829	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## （2）投資資産

## 【投資有価証券の主要銘柄】

（平成26年7月31日現在）

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	日本中小型成長株アクティブ・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	25,716,378,053	1.0270	26,412,244,535	1.1097	28,537,464,725	100.17

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## 種類別投資比率

（平成26年7月31日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.17
合計	100.17

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

## &lt;参考情報&gt; 日本中小型成長株アクティブ・マザーファンドの主要銘柄

（平成26年7月31日現在）

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
日本	株式	CYBERDYNE	精密機器	291,500	1,425.33	415,484,332	3,810.00	1,110,615,000	3.89
日本	株式	GMOペイメントゲートウェイ	情報・通信業	205,900	4,131.98	850,776,503	4,720.00	971,848,000	3.41
日本	株式	安藤・間	建設業	1,494,400	363.81	543,678,113	642.00	959,404,800	3.36
日本	株式	メイテック	サービス業	230,400	2,902.45	668,726,403	3,425.00	789,120,000	2.77
日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	298,400	2,446.29	729,975,776	2,631.00	785,090,400	2.75
日本	株式	エムスリー	サービス業	449,600	1,446.62	650,401,043	1,674.00	752,630,400	2.64
日本	株式	ジャフコ	証券、商品先物取引業	163,200	4,949.72	807,795,012	4,055.00	661,776,000	2.32
日本	株式	西尾レントオール	サービス業	144,700	3,093.48	447,627,959	4,420.00	639,574,000	2.24
日本	株式	クックパッド	サービス業	212,300	2,950.18	626,324,153	2,940.00	624,162,000	2.19
日本	株式	古河機械金属	非鉄金属	2,899,000	197.24	571,822,702	213.00	617,487,000	2.16
日本	株式	わらべや日洋	食料品	291,500	1,954.14	569,634,344	2,070.00	603,405,000	2.11
日本	株式	ぐるなび	サービス業	303,600	1,488.72	451,975,451	1,947.00	591,109,200	2.07
日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	165,000	4,115.79	679,106,392	3,475.00	573,375,000	2.01
日本	株式	朝日インテック	精密機器	129,400	3,979.06	514,891,117	4,290.00	555,126,000	1.95
日本	株式	ポルトゥワイン・ピットクルーホールディングス	情報・通信業	466,400	1,477.14	688,940,931	1,185.00	552,684,000	1.94
日本	株式	ナカニシ	精密機器	118,700	3,427.16	406,804,285	4,410.00	523,467,000	1.83
日本	株式	マクニカ	卸売業	151,600	3,139.60	475,964,459	3,410.00	516,956,000	1.81
日本	株式	あい ホールディングス	卸売業	263,900	1,561.22	412,008,194	1,925.00	508,007,500	1.78
日本	株式	月島機械	機械	435,700	1,079.35	470,276,703	1,150.00	501,055,000	1.76
日本	株式	前田建設工業	建設業	563,000	663.56	373,587,402	884.00	497,692,000	1.74

日本	株式	アニコム ホールディングス	保険業	525,000	1,062.27	557,695,639	938.00	492,450,000	1.73
日本	株式	横河ブリッジ ホールディングス	金属製品	310,000	1,426.62	442,253,685	1,565.00	485,150,000	1.70
日本	株式	イービーエス	サービス業	337,800	987.92	333,720,406	1,390.00	469,542,000	1.65
日本	株式	エン・ジャパン	サービス業	191,000	2,171.92	414,838,407	2,285.00	436,435,000	1.53
日本	株式	じげん	情報・通信業	382,600	1,195.26	457,308,710	1,140.00	436,164,000	1.53
日本	株式	エンプラス	電気機器	69,700	7,208.39	502,425,051	6,230.00	434,231,000	1.52
日本	株式	そーせいグループ	医薬品	98,500	3,531.46	347,849,754	4,400.00	433,400,000	1.52
日本	株式	ツクイ	サービス業	440,800	990.59	436,652,624	956.00	421,404,800	1.48
日本	株式	タツタ電線	非鉄金属	688,800	577.59	397,844,579	602.00	414,657,600	1.45
日本	株式	ハーモニック・ ドライブ・システムズ	機械	101,800	2,736.18	278,544,037	3,990.00	406,182,000	1.42

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

### 種類別および業種別投資比率

（平成26年7月31日現在）

種類	業種	投資比率（％）
株式	サービス業	25.60
	情報・通信業	11.20
	電気機器	8.47
	精密機器	7.67
	建設業	6.41
	機械	6.32
	その他製品	4.05
	卸売業	4.03
	非鉄金属	3.62
	食料品	3.24
	化学	2.61
	証券、商品先物取引業	2.32
	小売業	2.00
	保険業	1.73
	金属製品	1.70
	医薬品	1.52
	ガラス・土石製品	1.32
	不動産業	1.23
合計	95.03	

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。（平成26年7月31日現在）

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（平成26年7月31日現在）

### （3）運用実績

#### 純資産の推移

平成26年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期中間期末	（平成26年 6月24日）	26,803,719,485	26,803,719,485	1.0674	1.0674
	平成25年12月末日	7,475,778,281	-	1.0485	-
	平成26年 1月末日	15,286,818,619	-	1.0497	-
	平成26年 2月末日	19,920,221,005	-	1.0236	-
	平成26年 3月末日	20,872,934,135	-	1.0049	-
	平成26年 4月末日	21,491,301,472	-	0.9478	-
	平成26年 5月末日	23,770,395,995	-	0.9811	-
	平成26年 6月末日	26,876,215,277	-	1.0556	-
	平成26年 7月末日	28,489,919,269	-	1.0950	-

（注）月末日とはその月の最終営業日を指します。

## 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期中間（平成25年12月25日～平成26年 6月24日）	該当事項なし

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期中間（平成25年12月25日～平成26年 6月24日）	6.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。なお、第1期については、前期末基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。

## （4）設定及び解約の実績

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1期中間(平成25年12月25日～平成26年 6月24日)	25,648,703,851	538,103,347	25,110,600,504

（注1）第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（注2）上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

## （参考情報）運用実績

## 3 運用実績

(2014年7月31日現在)

## 基準価額・純資産総額の推移（設定日（2013年12月25日）～2014年7月31日）



## 2014年7月31日現在

基準価額	10,950円
純資産総額	284億円

## 分配の推移（1万口当たり、税引き前）

—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

## 主な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1 日本中小型成長株アクティブ・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	100.17

## 日本中小型成長株アクティブ・マザーファンド

## 組入上位10銘柄

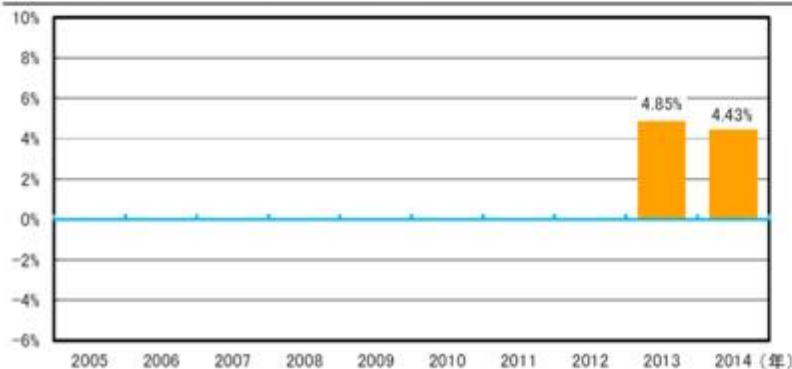
銘柄名	国/地域	種類	業種	投資比率(%)
1 CYBERDYNE	日本	株式	精密機器	3.89
2 GMOペイメントゲートウェイ	日本	株式	情報・通信業	3.41
3 安藤・間	日本	株式	建設業	3.36
4 メイテック	日本	株式	サービス業	2.77
5 バンダイナムコホールディングス	日本	株式	その他製品	2.75
6 エムスリー	日本	株式	サービス業	2.64
7 ジャフコ	日本	株式	証券、商品 先物取引業	2.32
8 西尾レントオール	日本	株式	サービス業	2.24
9 クックパッド	日本	株式	サービス業	2.19
10 古河機械金属	日本	株式	非鉄金属	2.16

## 種類別および業種別組入比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	サービス業	25.60
	情報・通信業	11.20
	電気機器	8.47
	精密機器	7.67
	建設業	6.41
	機械	6.32
	その他製品	4.05
	その他	25.31
現金・預金・その他の 資産（負債控除後）		4.97
合計		100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）



（注1）2013年は設定日（12月25日）から年末までの収益率です。

2014年は7月末までの収益率です。

（注2）ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ 運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- ・ 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
下線部\_\_\_\_\_が訂正部分を示します。

## (2) 受益権の申込み

## &lt;訂正前&gt;

(省 略)

申込価額は、取得申込日の基準価額（当初申込期間中は、1口＝1円）とします。

(省 略)

## &lt;訂正後&gt;

(省 略)

申込価額は、取得申込日の基準価額とします。

(省 略)

## 3【資産管理等の概要】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。  
下線部\_\_\_\_\_が訂正部分を示します。

## (5) その他

## &lt;訂正前&gt;

ファンドの解約または償還条件等

## a. 信託契約の解約

(省 略)

5. 上記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2. から4. までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(新 設)

(省 略)

信託約款の変更等

(省 略)

h. 上記b. からg. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(新 設)

(省 略)

運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

(新 設)

## &lt;訂正後&gt;

ファンドの解約または償還条件等

## a. 信託契約の解約

(省 略)

5. 上記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2. から4. までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

平成26年12月1日以降、上記4. は下記の内容に変更します。

4. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(省 略)

信託約款の変更等

(省 略)

h. 上記b. からg. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

平成26年12月1日以降、上記c. およびe. は下記の内容に変更します。

- c. 委託会社は、上記a.およびb.の事項（上記b.の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- e. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

（省 略）

運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

平成26年12月1日以降、下記の内容に変更します。

- a. 委託会社は、毎決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- b. 交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定めるものをいいます。）は、販売会社を通じて受益者に交付します。
- c. 運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書をいいます。）は、委託会社のホームページに掲載します。  
委託会社のホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>
- d. 上記c.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### 4【受益者の権利等】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
下線部\_\_\_\_\_が訂正部分を示します。

##### <訂正前>

（省 略）

- (4) 信託契約の解約または信託約款の変更に対する反対者の買取請求権  
信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、この場合の受益権の買取価額は、公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）とします。

（新 設）

（省 略）

##### <訂正後>

（省 略）

- (4) 信託契約の解約または重大な約款の変更等に対する反対者の買取請求権  
信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、この場合の受益権の買取価額は、公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）とします。

平成26年12月1日以降、下記の内容に変更します。

当ファンドは、受益者からの一部解約の実行の請求に対して、委託会社が信託契約の一部を公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）で解約することができるため、反対者の買取請求権は適用されません。

（省 略）

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、下記の内容に更新します。

##### <更新後>

（中間財務諸表）

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示されております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款第38条により、平成25年12月25日から平成26年12月17日までとなっております。このため、当中間計算期間は平成25年12月25日から平成26年6月24日までとしております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（平成25年12月25日から平成26年6月24日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

## 日本中小型成長株アクティブ・ファンド

## (1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第1期中間計算期間末 (平成26年6月24日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	191,824,520
親投資信託受益証券	26,782,327,829
未収入金	152,915,118
未収利息	105
流動資産合計	27,127,067,572
資産合計	27,127,067,572
負債の部	
流動負債	
未払解約金	149,400,238
未払受託者報酬	3,976,441
未払委託者報酬	168,998,690
その他未払費用	972,718
流動負債合計	323,348,087
負債合計	323,348,087
純資産の部	
元本等	
元本	25,110,600,504
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	1,693,118,981
元本等合計	26,803,719,485
純資産合計	26,803,719,485
負債純資産合計	27,127,067,572

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第1期中間計算期間 (自平成25年12月25日 至平成26年6月24日)
営業収益	
受取利息	2,039
有価証券売買等損益	1,361,091,926
営業収益合計	1,361,093,965
営業費用	
受託者報酬	3,976,441
委託者報酬	168,998,690
その他費用	972,718
営業費用合計	173,947,849
営業利益	1,187,146,116
経常利益	1,187,146,116



中間純利益	1,187,146,116
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	7,893,857
期首剰余金又は期首欠損金( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	511,087,839
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	511,087,839
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,008,831
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,008,831
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	1,693,118,981

## (3) 中間注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間末 (平成26年6月24日現在)
1. 受益権の総数	25,110,600,504口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0674円 (10,674円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期中間計算期間 (自平成25年12月25日 至平成26年6月24日)
1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	51,323,808円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 元本額の変動

項目	第1期中間計算期間末 (平成26年6月24日現在)
期首元本額	6,043,571,090円

期中追加設定元本額	19,605,132,761円
期中一部解約元本額	538,103,347円

## (参考情報)

当ファンドは、「日本中小型成長株アクティブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、当ファンドの中間計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「日本中小型成長株アクティブ・マザーファンド」の状況  
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 日本中小型成長株アクティブ・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成26年6月24日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,641,860,695
株式	25,245,934,300
未収入金	706,599,040
未収配当金	80,152,300
未収利息	899
流動資産合計	27,674,547,234
資産合計	27,674,547,234
負債の部	
流動負債	
未払金	738,778,181
未払解約金	152,915,118
流動負債合計	891,693,299
負債合計	891,693,299
純資産の部	
元本等	
元本	24,803,044,850
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	1,979,809,085
元本等合計	26,782,853,935
純資産合計	26,782,853,935
負債純資産合計	27,674,547,234

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引所に上場されている株式           <p>原則として、金融商品取引所における開示対象ファンドの中間計算期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>同中間計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合には、当該取引所における同中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> </li> </ul>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表は、平成26年6月24日現在のものであり、当該親投資信託の計算期間は原則として毎年12月18日から翌年12月17日までとなっております。</li> </ul>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成26年6月24日現在)
1. 受益権の総数	24,803,044,850口

2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0798円 (10,798円)
-----------------------------	----------------------

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

本書における開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	(平成26年6月24日現在)
期首元本額	6,043,571,090円
期中追加設定元本額	18,902,690,372円
期中一部解約元本額	143,216,612円
期末元本額	24,803,044,850円
元本の内訳(注) 日本中小型成長株アクティブ・ファンド	24,803,044,850円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を、以下の内容に更新します。

### <更新後>

純資産額計算書

日本中小型成長株アクティブ・ファンド

(平成26年7月31日現在)

資産総額	28,635,337,787円
負債総額	145,418,518円
純資産総額( - )	28,489,919,269円
発行済数量	26,019,020,798口
1単位当たり純資産額( / ) (1万口当たり純資産額)	1.0950円 (10,950円)

(参考) 日本中小型成長株アクティブ・マザーファンド

(平成26年7月31日現在)

資産総額	28,701,021,707円
負債総額	162,487,878円
純資産総額( - )	28,538,533,829円
発行済数量	25,716,378,053口

1単位当たり純資産額( / )	1.1097円
-----------------	---------

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況」を、以下の内容に更新します。

##### <更新後>

###### (1) 資本金の額（平成26年8月末現在）

資本金 7億9,500万円  
 発行可能株式総数 20,000株  
 発行済株式総数 15,900株  
 最近5年間にける主な資本金の額の増減  
 最近5年間にける資本金の額の増減はありません。

###### (2) 委託会社の機構（平成26年8月末現在）

###### 取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

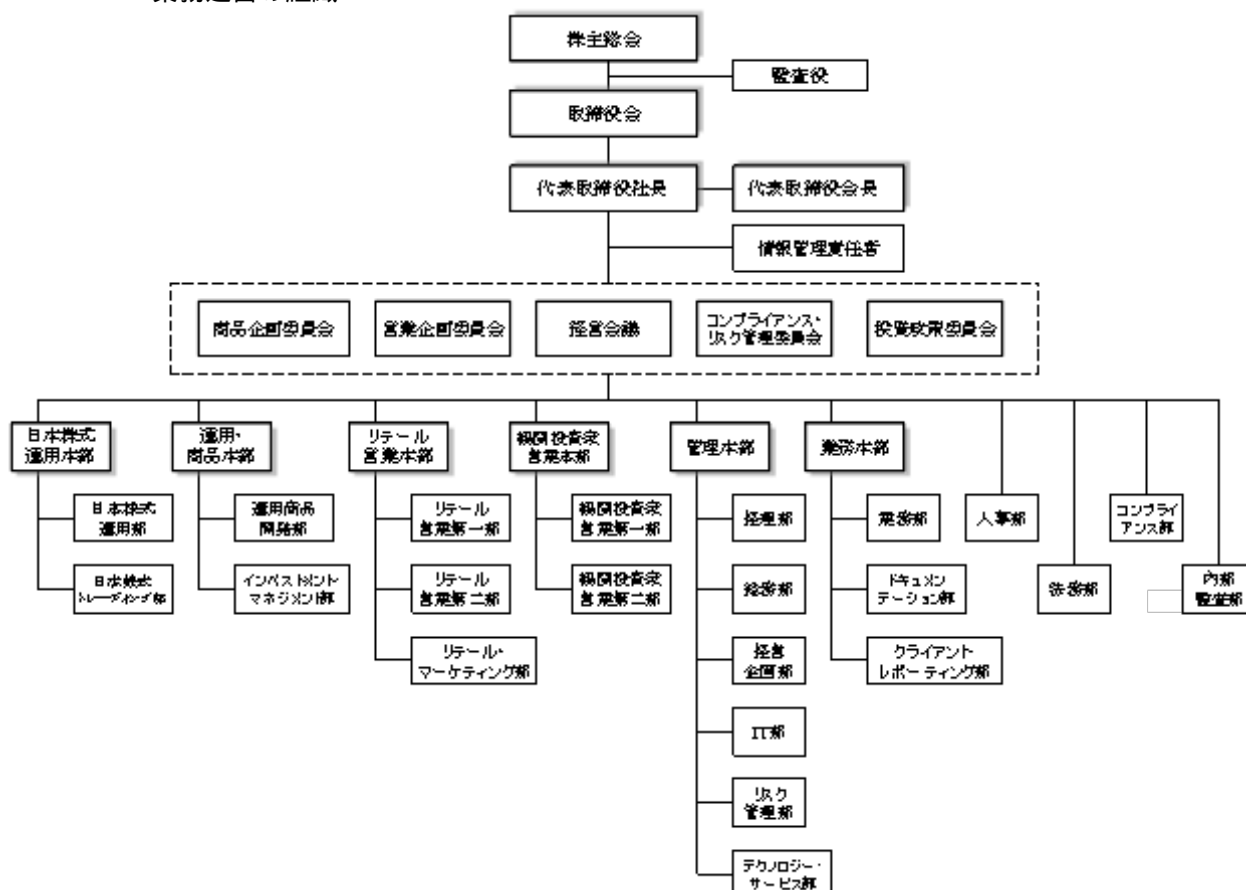
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役的全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

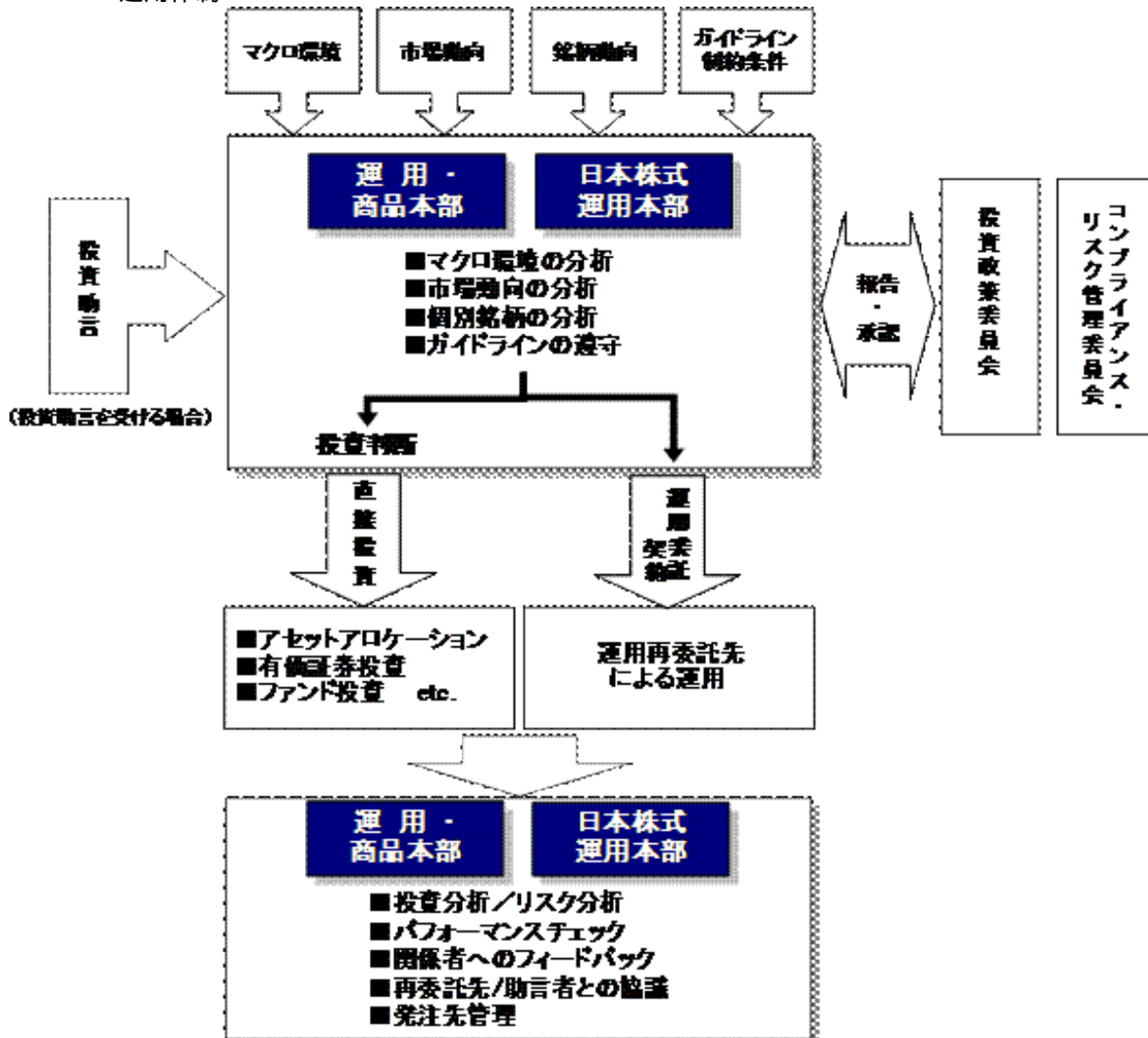
###### 業務運営の組織



取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査および業務監査を行います。

（注）上記の組織図は平成26年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制



・原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。

・B N Yメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。

（注）上記の運用体制は平成26年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」を、以下の内容に更新します。

### <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。

平成26年7月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	28	123,207

追加型株式投資信託	27	123,138
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	1	69
私募証券投資信託	17	259,046
合 計	45	382,253

### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を、以下の内容に更新します。

#### <更新後>

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。  
なお、当事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する諸規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成していません。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
3. 財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金・預金	2,173,962	1,655,399
未収委託者報酬	232,291	447,118
未収運用受託報酬	1,507,202	1,343,553
未収収益	73,764	42,833
未収入金	-	613,599
前払費用	27,340	38,277
仮払金	28,126	46,027
繰延税金資産	52,929	52,971
流動資産計	4,095,617	4,239,781
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1 2,568	*1 2,810
リース資産	*1 8,358	*1 12,787
有形固定資産計	10,927	15,598
無形固定資産		
ソフトウェア	3,218	110,341
ソフトウェア仮勘定	90,902	22,095
電話加入権	228	228
無形固定資産計	94,349	132,665
投資その他の資産		
投資有価証券	43,514	3,077
長期差入保証金	148,307	142,386
長期前払費用	30,778	23,270
預託金	75	75
繰延税金資産	108,630	107,339
投資その他の資産計	331,305	276,149
固定資産計	436,582	424,412
資産合計	4,532,199	4,664,194
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	81,850	95,109
未払費用	1,476,038	1,465,389
リース債務	3,614	3,756
預り金	20,247	13,050
仮受金	10,301	18,223
未払法人税等	5,743	52,459
未払消費税等	7,684	11,899
賞与引当金	116,511	115,763
流動負債計	1,721,993	1,775,649
固定負債		
リース債務	5,341	9,783
退職給付引当金	251,083	301,255
役員退職慰労引当金	46,030	51,233
固定負債計	302,454	362,272
負債合計	2,024,448	2,137,922
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金	695,000	695,000
資本剰余金合計	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,015,334	1,036,222

利益剰余金合計	1,015,334	1,036,222
株主資本合計	2,505,334	2,526,222
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,417	49
評価・換算差額等合計	2,417	49
純資産合計	2,507,751	2,526,272
負債・純資産合計	4,532,199	4,664,194

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,241,212	2,628,111
運用受託報酬	5,269,003	4,982,312
その他営業収益	215,289	792,005
営業収益計	7,725,505	8,402,429
営業費用		
支払手数料	675,418	876,551
広告宣伝費	211,196	160,862
調査費	4,450,347	4,495,181
委託計算費	789	-
通信費	29,326	81,610
印刷費	15,970	21,873
協会費	10,564	10,520
その他の営業雑経費	10,344	9,866
営業費用計	5,403,958	5,656,465
一般管理費		
役員報酬	52,129	46,000
給与・手当	908,598	1,122,961
賞与引当金繰入額	464,311	477,415
退職給付費用	107,341	92,793
役員退職慰労引当金繰入額	7,210	5,203
退職金	600	1,343
交際費	3,091	8,653
旅費交通費	49,398	88,594
租税公課	13,900	14,938
不動産賃借料	139,716	143,562
事務委託費	353,447	407,538
固定資産減価償却費	9,806	21,181
諸経費	135,678	186,578
一般管理費計	2,245,230	2,616,764
営業利益	76,317	129,199
営業外収益		
受取利息	319	514
受取配当金	10,743	1,598
投資有価証券売却益	2,080	756
為替差益	47,047	-
その他	212	434
営業外収益計	60,404	3,303
営業外費用		
為替差損	-	286
支払利息	199	154
営業外費用計	199	440
経常利益	136,522	132,061
税引前当期純利益	136,522	132,061
法人税、住民税及び事業税	130,941	108,469
法人税等調整額	13,026	2,704
法人税等合計	117,915	111,173

当期純利益	18,606	20,888
-------	--------	--------

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	795,000	795,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	695,000	695,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	695,000	695,000
資本剰余金合計		
当期首残高	695,000	695,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,996,721	1,015,334
当期変動額		
剰余金の配当	4,999,993	-
当期純利益	18,606	20,888
当期変動額合計	4,981,386	20,888
当期末残高	1,015,334	1,036,222
利益剰余金合計		
当期首残高	5,996,721	1,015,334
当期変動額		
剰余金の配当	4,999,993	-
当期純利益	18,606	20,888
当期変動額合計	4,981,386	20,888
当期末残高	1,015,334	1,036,222
株主資本合計		
当期首残高	7,486,721	2,505,334
当期変動額		
剰余金の配当	4,999,993	-
当期純利益	18,606	20,888
当期変動額合計	4,981,386	20,888
当期末残高	2,505,334	2,526,222
評価・換算差額等		
当期首残高	5,649	2,417
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,232	2,368
当期変動額合計	3,232	2,368
当期末残高	2,417	49
純資産合計		
当期首残高	7,492,370	2,507,751
当期変動額		
剰余金の配当	4,999,993	-
当期純利益	18,606	20,888
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,232	2,368
当期変動額合計	4,984,618	18,520

当期末残高

2,507,751

2,526,272

## 重要な会計方針

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 3年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

## (2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (4) 長期前払費用

定額法により償却しております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (3) 役員退職慰労引当金

将来の役員退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## 4. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

（貸借対照表関係）

\*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
器具備品	13,051千円	13,852千円
リース資産	8,247千円	4,449千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

## 1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-	-	-	-	15,900 株

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年8月20日 臨時株主総会	普通株式	4,999,993	314,465	平成24年3月31日	平成24年8月20日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

コピー機

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は投資信託及び投資助言業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の市場リスクについては、時価を定期的に把握することで管理を行っております。為替リスクについては、一定限度を超える預金残高について円転を行う等により管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額

(1)現金・預金	2,173,962	2,173,962	-
(2)未収委託者報酬	232,291	232,291	-
(3)未収運用受託報酬	1,507,202	1,507,202	-
(4)未収収益	73,764	73,764	-
(5)長期差入保証金	148,307	101,146	47,161
(6)投資有価証券 その他の有価証券	43,514	43,514	-
資産計	4,179,042	4,131,879	47,161
(1)未払費用	1,476,038	1,476,038	-
負債計	1,476,038	1,476,038	-

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,655,399	1,655,399	-
(2)未収委託者報酬	447,118	447,118	-
(3)未収運用受託報酬	1,343,553	1,343,553	-
(4)未収収益	42,833	42,833	-
(5)未収入金	613,599	613,599	-
(6)長期差入保証金	142,386	101,228	41,157
(7)投資有価証券 その他の有価証券	3,077	3,077	-
資産計	4,247,968	4,206,810	41,157
(1)未払費用	1,465,389	1,465,389	-
負債計	1,465,389	1,465,389	-

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益、(5) 未収入金

これらは、短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金については、返還予定時期に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローをその期間に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値によっております。

(7) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	2,173,962	-	-	-
未収委託者報酬	232,291	-	-	-
未収運用受託報酬	1,507,202	-	-	-
未収収益	73,764	-	-	-
長期差入保証金	-	-	148,307	-
合 計	3,987,220	-	148,307	-

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)

現金・預金	1,655,399	-	-	-
未収委託者報酬	447,118	-	-	-
未収運用受託報酬	1,343,553	-	-	-
未収収益	42,833	-	-	-
未収入金	613,599	-	-	-
長期差入保証金	-	-	142,386	-
合 計	4,102,504	-	142,386	-

(有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日現在）

(単位：千円)

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	41,549	37,613	3,935
	小 計	41,549	37,613	3,935
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,965	2,000	35
	小 計	1,965	2,000	35
合 計		43,514	39,613	3,900

当事業年度（平成26年3月31日現在）

(単位：千円)

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	3,077	3,000	77
	小 計	3,077	3,000	77
合 計		3,077	3,000	77

## 2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種 類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
投資信託受益証券	62,453	2,335	255

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種 類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
投資信託受益証券	37,369	1,029	272

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
退職給付引当金期首残高	200,142千円	251,083千円
退職給付費用	84,085千円	64,863千円
退職給付の支払額	33,144千円	14,691千円
退職給付引当金期末残高	251,083千円	301,255千円

## 3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)
勤務費用	84,085千円	64,863千円

確定拠出年金制度に基づく要拠出額	23,256千円	27,929千円
退職給付費用	107,341千円	92,793千円

## (ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	6,616 千円	6,888 千円
未払事業税	1,804 "	3,286 "
未払地方法人特別税	222 "	1,539 "
賞与引当金	44,286 "	41,257 "
退職給付引当金	89,486 "	107,367 "
役員退職慰労引当金	16,405 "	18,259 "
敷金償却	4,220 "	6,331 "
繰延税金資産小計	163,042 千円	184,930 千円
評価性引当額	-	24,591 千円
繰延税金資産合計	163,042 千円	160,339 千円
繰延税金負債		
投資有価証券	1,482 千円	27 千円
繰延税金負債計	1,482 千円	27 千円
繰延税金資産の純額	161,559 千円	160,311 千円

## 2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	%	%
(調整)		
住民税均等割	1.7	1.7
役員賞与	34.2	12.2
交際費否認	2.3	6.8
評価性引当額の増減	-	19.9
税率変更による	-	2.7
期末繰延税金資産の減額修正	-	2.7
その他	10.1	2.9
税効果適用後の法人税等の負担率	86.4	84.2

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」（平成26年政令第151号）が平成26年3月31日に公布されたことにより、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異について、当社が使用した法定実効税率は38.0%から35.6%に変更されております。この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,522千円減少し、法人税等調整額の金額が3,522千円増加しております。

## (持分法損益等)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

該当事項はありません。

## (賃貸等不動産関係)



該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,241,212	5,269,003	215,289	7,725,505

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
3,282,196	526,999	3,912,016	4,293	7,725,505

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	3,734,432	投資運用業

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,628,111	4,982,312	792,005	8,402,429

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
3,710,799	14,819	4,448,230	228,580	8,402,429

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	4,241,427	投資運用業

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）  
該当事項はありません。

## (2) 兄弟会社等

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 西インド 諸島 ケイマン 諸島	\$31.30	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の 収入(注1)	3,732,932	未収運用 受託報酬	973,556
親会社 の子会社	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	\$248.00	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	389,137	未払費用	193,776
親会社 の子会社	メロン・キャピタル・ マネジメント・ コーポレーション	米国 サンフラン シスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	888,858	未払費用	229,220
親会社 の子会社	スタンディッシュ・ メロン・アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 ボストン	\$287.45	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	1,128,906	未払費用	313,670
親会社 の子会社	ザ・ボストン・ カンパニー アンド・リミテッド	米国 ボストン	\$1,664.49	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	275,113	未払費用	58,974
親会社 の子会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	46.2	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	351,557	未払費用	137,245
親会社 の子会社	ウルダン・ セキュリティーズ・ マネジメント・インク	米国 ペンシル バニア	\$2.7	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	160,641	未払費用	65,938
親会社 の子会社	ウォルター・スコット アンド・パートナーズ・ リミテッド	英国 エジンバラ	0.02	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	415,218	未払費用	226,156

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 西インド 諸島 ケイマン 諸島	\$31.30	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の 収入(注1)	3,894,572	未収運用 受託報酬	881,819
親会社 の子会社	メロン・キャピタル・ マネジメント・ コーポレーション	米国 サンフラン シスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 受入	業務受託 報酬 (注2)	346,855	未収入金	346,855
親会社 の子会社	メロン・キャピタル・ マネジメント・ コーポレーション	米国 サンフラン シスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	969,746	未払費用	223,428
親会社 の子会社	スタンディッシュ・ メロン・アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 ボストン	\$287.45	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	990,069	未払費用	237,074
親会社 の子会社	ザ・ボストン・ カンパニー アンド・リミテッド	米国 ボストン	\$1,664.49	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	299,149	未払費用	64,566
親会社 の子会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	46.2	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	386,908	未払費用	91,638
親会社 の子会社	BNYメロン・ インベストメント・ マネジメント・ HK・リミテッド	中華人民 共和国 香港	63.5	資産運用 業務	なし	サービス 提供	業務受託 報酬 (注2)	201,704	未収入金	201,704
親会社 の子会社	ウォルター・スコット アンド・パートナーズ・ リミテッド	英国 エジンバラ	0.02	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	665,005	未払費用	371,369

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

(注2) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

## 2. 親会社に関する注記

BNYメロン・インベストメント・マネジメント（APAC）ホールディングス・リミテッド（非上場）  
 同社は、平成26年3月25日より会社名を旧社名（BNYメロン・インベストメント・マネジメント（アジア パシフィック）ホールディングス・リミテッド）より変更しております。

### （1株当たり情報）

	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	157,720円21銭	158,885円04銭
1株当たり当期純利益金額	1,170円23銭	1,313円71銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記述していません。

### （注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)
当期純利益（千円）	18,606	20,888
普通株式に係る当期純利益（千円）	18,606	20,888
期中平均株式数	15,900	15,900

### （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 5【その他】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
下線部\_\_\_\_\_が訂正部分を示します。

### （2）訴訟事件その他の重要事項

#### <訂正前>

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

#### <訂正後>

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
下線部\_\_\_\_\_が訂正部分を示します。

#### <訂正前>

#### （1）受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社  
資本金の額 : 342,037百万円（平成25年3月末現在）  
（省 略）

#### <参考：再信託受託者の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  
資本金の額 : 51,000百万円（平成25年3月末現在）  
（省 略）

#### （2）販売会社

名称 : いちよし証券株式会社  
資本金の額 : 14,577百万円（平成25年3月末現在）  
（省 略）

#### （3）投資顧問会社

名称 : いちよしアセットマネジメント株式会社  
資本金の額 : 490百万円（平成25年3月末現在）  
（省 略）

#### <訂正後>

#### （1）受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社  
資本金の額 : 342,037百万円（平成26年3月末現在）  
（省 略）

#### <参考：再信託受託者の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  
資本金の額 : 51,000百万円（平成26年3月末現在）  
（省 略）

#### （2）販売会社

名称 : いちよし証券株式会社  
資本金の額 : 14,577百万円（平成26年3月末現在）  
（省 略）

#### （3）投資顧問会社

名称 : いちよしアセットマネジメント株式会社  
資本金の額 : 490百万円（平成26年3月末現在）  
（省 略）

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年8月6日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社  
取締役会 御 中

### あらた監査法人

指 定 社 員      公認会計士 鶴 田 光 夫  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本中小型成長株アクティブ・ファンドの平成25年12月25日から平成26年6月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本中小型成長株アクティブ・ファンドの平成26年6月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年12月25日から平成26年6月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月10日

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。